

株 主 各 位

熊本県山鹿市鍋田178番地1
株式会社エスケーホーム
代表取締役社長 瀬 口 力

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月25日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月26日（火曜日）午後1時30分
2. 場 所 熊本市中央区東阿弥陀寺町2
ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ2階 平安の間
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第20期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告及び計算
書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sk-home.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費にまだ力強さはないものの、企業収益の回復から設備投資が堅調な伸びであるほか、雇用や所得環境の改善が続いたため、緩やかな回復基調で推移しました。

住宅業界におきましては、政府の各種住宅取得支援策に加え、日本銀行のマイナス金利政策により住宅ローン金利も低下し、住宅取得への関心が高まりました。国交省発表の平成28年7月から平成29年6月の新設着工数（全国の持家）では、291,404戸（前年比1.9%増）と微増となりました。同様に当社の主要販売エリアとなる熊本県については、平成28年7月から平成29年6月の新設着工数（持家）では、7,288戸（前年比64.0%増）と大きく拡大しており、平成28年4月に発生した熊本地震の復興に向けた動きが本格化してきております。

このような環境の中、当社は熊本地震への復興に向け、顧客のニーズが高い「低価格での平屋プラン」を企画し、販売いたしました。加えて、地震後にすぐ住むことができる住まいとして建売ニーズの高まりをうけ、都市型建売住宅「アイフォート」の販売拡大を進めました。さらに平成29年4月には、熊本市南区に当社では初となる「平屋の単独展示場」を開設し、販売を開始しました。その他、集客におけるSNS等を活用したWeb戦略を強化することで多方面からの集客を行えたほか、新規見込客の獲得単価を前年比24.8%削減することに成功しました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高は3,765,106千円（前期比26.6%増）、営業利益195,463千円（前期比446.1%増）、経常利益215,936千円（前期比300.6%増）、当期純利益147,766千円（前期比765.9%増）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分    | 第19期<br>(平成28年6月期) |            | 第20期<br>(平成29年6月期) |            | 前期比増減      |            |
|---------|--------------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|
|         | 金額<br>(千円)         | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円)         | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円) | 増減率<br>(%) |
| 建築請負事業  | 2,570,750          | 86.4       | 3,152,897          | 83.8       | 582,146    | 22.6       |
| 不動産販売事業 | 338,403            | 11.4       | 527,895            | 14.0       | 189,491    | 56.0       |
| その他     | 64,970             | 2.2        | 84,314             | 2.2        | 19,343     | 29.8       |
| 合計      | 2,974,125          | 100.0      | 3,765,106          | 100.0      | 790,981    | 26.6       |

### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は78,510千円(土地、無形固定資産を含む)であり、その主なものは、熊本市南区野田の常設展示場開設に伴う用地・建物等の取得であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、当事業年度におきまして、平成29年6月6日を払込期日とする公募増資により、135,582千円の資金調達を行いました。また、同公募増資に伴って実施された平成29年6月27日を払込期日とする第三者割当増資による新株発行により、20,337千円の資金調達を行いました。

当事業年度におきまして、当社の有利子負債は50,000千円増加しております。これは50,000千円の社債の発行及び50,000千円の短期借入金の借入及び返済の純増減によるものです。社債の概要は以下のとおりです。

| 発行銘柄     | 発行日        | 発行総額     | 償還期日       |
|----------|------------|----------|------------|
| 第1回無担保社債 | 平成29年3月28日 | 50,000千円 | 平成32年3月27日 |

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第17期<br>(平成26年6月期) | 第18期<br>(平成27年6月期) | 第19期<br>(平成28年6月期) | 第20期<br>(当事業年度)<br>(平成29年6月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 3,086,224          | 3,407,069          | 2,974,125          | 3,765,106                     |
| 経常利益(千円)      | 132,606            | 203,025            | 53,906             | 215,936                       |
| 当期純利益(千円)     | 73,910             | 119,215            | 17,065             | 147,766                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 82.12              | 129.72             | 15.84              | 134.15                        |
| 総資産(千円)       | 1,650,560          | 1,626,319          | 1,565,982          | 2,377,725                     |
| 純資産(千円)       | 685,956            | 835,421            | 962,887            | 1,255,663                     |
| 1株当たり純資産額(円)  | 762.17             | 887.80             | 882.57             | 993.80                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。  
3. 当社は、平成26年5月11日付で1株につき1,000株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 親会社等との間の取引に関する事項  
該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

住宅業界におきましては、政府の各種住宅取得支援策に加え、日本銀行のマイナス金利政策により住宅ローン金利も低下し、全国的には住宅取得への関心が高まっております。一方、当社の主要販売エリアにおいては新設着工数が前年比で大幅に増加するなど、熊本地震の復興に向けた動きが本格化してきております。

しかしながら、中長期的にみると少子高齢化による世帯数の減少や品質向上による住宅の長寿命化、多様化するライフスタイルを反映した住宅取得意識の変化などにより、新設着工戸数は緩やかな減少傾向が継続することが予想され、企業間の競争は一段と激化すると思われまます。

このような事業環境のもと、市場環境の変化や多様化するお客様のニーズにいち早く対応し、より満足いただける戸建住宅事業を推進するために、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①熊本地震における復興支援

当社は総力を挙げて熊本地震における復興支援に取り組んでまいります。低価格での平屋の企画・販売をはじめ、二世帯住宅のご提案、立地重視のコンパクトな住まいなど、そのニーズは多岐にわたります。建設用地のご提案を含め、迅速かつ柔軟な対応に努めてまいります。

### ②少子高齢化による市場縮小への対応

国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の世帯数の将来推計」によると、少子高齢化により国内の世帯数は2019年をピークに減少に転じると予想されており、人口・世帯数の減少が今後の住宅着工戸数に大きな影響を与えると考えられます。

このように住宅需要の減少が予測されるなか、当社はさらなる企業成長を図るため、従来の熊本県北部及び福岡県大牟田市を中心とした地方展開に加え、熊本県都市部をはじめとした熊本県全域、福岡県、佐賀県等へ営業地域の拡大に努めてまいります。また、都市部において顧客層の拡大を図るため、都市部向け商品の販売に注力してまいります。

### ③コンプライアンス体制の強化

当社の事業は、建築基準法をはじめ、建設業法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築士法、宅地建物取引業法、個人情報保護法、労働安全衛生法、消費者契約法、景品表示法など様々な法律・法令に関わっております。当社はこれらの法令を遵守し、法的責務を全うするため、社内規程・マニュアルの整備を適宜行うとともに、従業員の研修・勉強会等を通じて意識の向上に努めるなど、コンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

#### ④人材の確保と育成

上記の課題を克服するために優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。

今後、研修・育成の充実に取り組み、組織を構成する一人ひとりの業務に対するレベルアップを図るとともに、当社の経営理念及び役職員の行動規範を理解した責任ある人材の育成を行います。

#### ⑤単一戸建事業からの脱皮

今後は単一戸建事業から脱皮し、様々な暮らしを提案する「生活創造企業」として取り組んでまいります。老人ホームの建設や、投資用不動産の建設及び販売、シェアハウス事業などにも着手し、事業領域の拡大に注力してまいります。

#### (7) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

当社は、熊本県及び福岡県南部、佐賀県東部を中心に、注文住宅及び建築請負の企画、設計、施工、監理を主な事業内容とする戸建住宅事業、及び不動産販売事業を行っております。

当社は、主要顧客層を25歳から44歳の第一次取得者層に設定し、設計自由度に優れた低価格住宅「テラーメイドの家」と、「永く使える、変えられる」をコンセプトとし、長期優良住宅認定制度に標準で対応した「無印良品の家」を提供しております。

加えて、熊本市内の利便性の高い地域を中心に、1,000万円台からの都市型建売住宅「アイフォート」を提供しております。

#### (8) 主要な営業所（平成29年6月30日現在）

| 名 称          | 所在地                  |
|--------------|----------------------|
| 本 店          | 熊本県山鹿市鍋田178番地1       |
| エスケーホーム 光の森店 | 熊本県菊池郡菊陽町光の森二丁目2番2号  |
| エスケーホーム 佐賀店  | 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝953番1号 |

#### (9) 使用人の状況（平成29年6月30日現在）

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 101(11)名 | 14名増(1名減) | 30.3歳 | 4.1年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (10) 主要な借入先の状況（平成29年6月30日現在）

該当事項はありません。

#### (11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,263,500株

(3) 株主数 927名

### (4) 大株主

| 株 主 名          | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------|----------|---------|
| 株式会社CSホールディングス | 400,000株 | 31.7%   |
| 瀬口悦子           | 267,800  | 21.2    |
| 瀬口力            | 170,000  | 13.5    |
| エスケーホーム従業員持株会  | 43,900   | 3.5     |
| 瀬口瑞恵           | 40,000   | 3.2     |
| 吉岡裕之           | 22,700   | 1.8     |
| 藤 檉 勇 気        | 21,600   | 1.7     |
| 井 手 尾 環        | 18,400   | 1.5     |
| 仮 谷 仁 志        | 10,100   | 0.8     |
| 井 手 尾 力        | 10,000   | 0.8     |

(注) 自己株式は所有しておりません。

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                                         |                                          |
|------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|
|                        |                                         | 第 2 回 新 株 予 約 権                          |
| 発 行 決 議 日              | 平成26年6月20日                              |                                          |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 5個                                      |                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)       |                                          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                     |                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 1,150,000円<br>(1株当たり 1,150円) |                                          |
| 権 利 行 使 期 間            | 平成28年7月1日から<br>平成38年6月30日まで             |                                          |
| 行 使 の 条 件              | (注)                                     |                                          |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く)                     | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役                               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |
|                        | 監 査 役                                   | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |

(注)本新株予約権は、その全部または一部につき、これを行行使することができる。ただし、権利行使により発行を請求することができる株式数は、1株の整数倍でなければならない。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

#### IV. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年6月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況         |
|----------|------|----------------------|
| 代表取締役社長  | 瀬口力  |                      |
| 常務取締役    | 瀬口悦子 | 営業部長、建築部管掌           |
| 取締役      | 山崎和範 | 管理部長                 |
| 取締役      | 松村伸也 | K&Pパートナーズ株式会社代表取締役社長 |
| 取締役      | 西村信男 | 西村信男税理士事務所長          |
| 常勤監査役    | 櫻井昭生 |                      |
| 監査役      | 古田哲朗 | ふるた法律事務所代表弁護士        |
| 監査役      | 永野隆  | 永野公認会計士事務所長          |

- (注) 1. 取締役松村伸也氏及び取締役西村信男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役は、全員社外監査役であります。
3. 常勤監査役櫻井昭生氏及び監査役永野 隆氏は、以下のとおり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役櫻井昭生氏は、長年にわたりソニー株式会社に在籍し、会社経営及び監査役としての豊富な経験を有しております。
  - ・監査役永野 隆氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役古田哲朗氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、取締役松村伸也氏及び取締役西村信男氏並びに監査役全員を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|------------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 92,160千円<br>(2,760) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 9,884<br>(9,884)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(5名) | 102,044<br>(12,644) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年1月9日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ハ. 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松村伸也氏は、K&Pパートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役西村信男氏は、西村信男税理士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役古田哲朗氏は、ふるた法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役永野隆氏は、永野公認会計士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 出席状況及び発言状況                                                                                            |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 松村伸也 | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                      |
| 取締役 | 西村信男 | 当事業年度に開催された取締役会20回中19回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                    |
| 監査役 | 櫻井昭生 | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会16回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性や適正性について適切な発言を行うとともに、常勤監査役の立場から監査役会を主導し、監査役監査を実施しております。 |
| 監査役 | 古田哲朗 | 当事業年度に開催された取締役会20回中19回、監査役会16回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                      |
| 監査役 | 永野隆  | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会16回中15回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                      |

## V. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,200千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価として800千円支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等を評価し、職務の執行に支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) 企業統治

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程及びその他の社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 取締役は取締役会の決定した職務に基づき、法令、定款、取締役会決議その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。
- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査法人と連携して、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査します。

#### (2) コンプライアンス

当社は、「エスケーホーム行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守します。また、コンプライアンスに関する教育・研修を実施するほか、内部通報制度を整備してコンプライアンス体制の充実に努めます。

#### (3) 財務報告の信頼性確保

当社は、「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に努めます。

#### (4) 内部監査

内部監査は、業務全般に関して法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等について定期的に実施し、代表取締役社長、管掌取締役、常勤監査役及び監査の対象となる部門の長に報告します。また、内部監査は、これにより判明した指摘事項の改善状況について、継続して実施します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存・管理について、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

また、情報の閲覧については、当社の取締役及び監査役がいつでもこれらの情報を閲覧することができる体制を整備します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、信用リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクを未然に防止するため、取締役会及び経営会議に連絡・報告する体制を整備します。

また、リスク管理規程を整備し、不測の事態に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### (1) 取締役会、経営会議

- ① 取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月開催し、重要事項及び法定事項について意思決定を行うとともに、各取締役からその業務執行に関する報告を3ヶ月に1回以上受けることで、職務執行状況を監督します。
- ② 代表取締役社長の経営統制のための協議機関として経営会議を設置し、経営方針、その他経営に関する重要事項について協議するとともに、経営情報を可能な限り共有し、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図ります。

#### (2) 担当役員制

- ① 当社は、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、取締役会の決定により、部門ごとに担当役員を定めます。
- ② 各担当役員の権限と責任は、取締役会で決定するもののほか、職務権限規程及び業務分掌規程により明確にし、効率的かつ透明性の高い職務の執行に努めます。

#### (3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図るものとし、自己の担当事業領域に関する業務目標・業務改善の達成を通じて企業価値の創出・向上に努めます。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して、自らと指揮命令関係にない他の担当役員の担当事業領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役と協議の上、当社にとって客観的に最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて代表取締役社長の決定を仰ぐシステムを講じます。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。使用人は、監査役の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補助します。

**6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

(1) 監査役の求めに応じた使用人の設置

監査役が取締役から独立した監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には取締役はこれに応じます。

(2) 当該使用人の取締役からの独立

監査役より、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

**7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

(1) 会議体への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会、その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧します。

(2) 取締役の報告義務

取締役は、法令が定める事項のほか、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとします。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができます。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令又は定款違反その他不正行為に関する事実

**8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。

**9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (1) 意見聴取の実施

監査役は、監査法人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、代表取締役社長、取締役及び重要な使用人から業務執行の状況に関する意見聴取を実施します。

### (2) 内部監査の機能を有する部門と監査役との連携

内部監査の機能を有する部門は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。

### (3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、その他の外部専門家を独自に起用します。

## VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 代表取締役社長以下取締役、監査役をメンバーとした取締役会を20回開催したほか、代表取締役社長の経営統制のための協議機関である経営会議を12回開催し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行っております。
2. 監査役、監査法人及び内部監査責任者は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

## 貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)           |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,061,136</b> | <b>流動負債</b>      | <b>976,880</b>   |
| 現金及び預金          | 1,314,535        | 工事未払金            | 357,460          |
| 完成工事未収入金        | 25,799           | 未払金              | 88,184           |
| 売掛金             | 1,483            | 未払費用             | 62,006           |
| 未成工事支出金         | 250,115          | 未払消費税等           | 20,907           |
| 販売用不動産          | 130,470          | 未払法人税等           | 71,088           |
| 仕掛販売用不動産        | 205,563          | 未成工事受入金          | 284,258          |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,130            | 前受金              | 24,517           |
| 前渡金             | 3,500            | 預り金              | 66,744           |
| 前払費用            | 15,521           | その他              | 1,714            |
| 繰延税金資産          | 21,920           | <b>固定負債</b>      | <b>145,180</b>   |
| その他             | 87,096           | 社債               | 50,000           |
| <b>固定資産</b>     | <b>316,588</b>   | 退職給付引当金          | 1,439            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>195,398</b>   | 役員退職慰労引当金        | 80,556           |
| 建物              | 90,973           | 完成工事補償引当金        | 13,185           |
| 構築物             | 9,035            | <b>負債合計</b>      | <b>1,122,061</b> |
| 車両運搬具           | 3,360            | (純資産の部)          |                  |
| 工具器具備品          | 6,727            | <b>株主資本</b>      | <b>1,255,663</b> |
| 土地              | 81,379           | 資本金              | 256,909          |
| 建設仮勘定           | 3,922            | 資本剰余金            | 139,659          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,176</b>    | 資本準備金            | 139,659          |
| ソフトウェア          | 12,951           | <b>利益剰余金</b>     | <b>859,094</b>   |
| その他             | 225              | 利益準備金            | 30,000           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>108,013</b>   | その他利益剰余金         | 829,094          |
| 投資有価証券          | 50,000           | 繰越利益剰余金          | 829,094          |
| 出資金             | 100              | <b>純資産合計</b>     | <b>1,255,663</b> |
| 長期前払費用          | 30,104           | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>2,377,725</b> |
| 繰延税金資産          | 4,480            |                  |                  |
| その他             | 24,743           |                  |                  |
| 貸倒引当金           | △1,414           |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,377,725</b> |                  |                  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金         | 額         |
|---------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高               |           |           |
| 完成工事高               | 3,152,897 |           |
| 不動産売上高              | 527,895   |           |
| その他売上高              | 84,314    | 3,765,106 |
| 売 上 原 価             |           |           |
| 完成工事原価              | 2,363,547 |           |
| 不動産売上原価             | 461,150   | 2,824,697 |
| 売 上 総 利 益           |           | 940,408   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |           | 744,945   |
| 営 業 利 益             |           | 195,463   |
| 営 業 外 収 益           |           |           |
| 受取利息                | 477       |           |
| 受取配当金               | 2         |           |
| 受取手数料               | 20,341    |           |
| その他                 | 6,197     | 27,019    |
| 営 業 外 費 用           |           |           |
| 株式交付費               | 3,521     |           |
| 損害賠償金               | 2,352     |           |
| その他                 | 673       | 6,546     |
| 経 常 利 益             |           | 215,936   |
| 特 別 利 益             |           |           |
| 固定資産売却益             | 4,018     | 4,018     |
| 特 別 損 失             |           |           |
| 固定資産除却損             | 17        | 17        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |           | 219,937   |
| 法人税、住民税及び事業税        | 76,380    |           |
| 法人税等調整額             | △4,210    | 72,170    |
| 当 期 純 利 益           |           | 147,766   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)

(単位：千円)

|             | 株主資本    |         |             |        |                             |             |            |           |
|-------------|---------|---------|-------------|--------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
|             | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金  |                             |             | 株主資本<br>合計 | 純資産<br>合計 |
|             |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金  | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当 期 首 残 高   | 178,950 | 61,700  | 61,700      | 30,000 | 692,237                     | 722,237     | 962,887    | 962,887   |
| 事業年度中の変動額   |         |         |             |        |                             |             |            |           |
| 新 株 の 発 行   | 77,959  | 77,959  | 77,959      |        |                             |             | 155,919    | 155,919   |
| 剰 余 金 の 配 当 |         |         |             |        | △10,910                     | △10,910     | △10,910    | △10,910   |
| 当 期 純 利 益   |         |         |             |        | 147,766                     | 147,766     | 147,766    | 147,766   |
| 事業年度中の変動額合計 | 77,959  | 77,959  | 77,959      | —      | 136,856                     | 136,856     | 292,775    | 292,775   |
| 当 期 末 残 高   | 256,909 | 139,659 | 139,659     | 30,000 | 829,094                     | 859,094     | 1,255,663  | 1,255,663 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 未成工事支出金、販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 建物     | 7年～50年  |
| 構築物    | 10年～20年 |
| 車両運搬具  | 2年～6年   |
| 工具器具備品 | 3年～20年  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当事業年度末における要支給総額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

建築物の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補修費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

宅地建物取引業法に定める手付金等の保全措置として西日本住宅産業信用保証株式会社に対して保証基金に充てるため、以下の資産を担保に供しております。

定期預金 50,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 105,658千円

#### (3) 保証債務

住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)

住宅ローン利用者に対する保証 69,664千円

計 69,664千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,263,500株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、公募増資により150,000株、第三者割当増資により22,500株の新株の発行を実施したことによる増加分であります。

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成28年9月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 10,910千円 | 10円      | 平成28年6月30日 | 平成28年9月28日 |

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成29年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 25,270千円 | 20円      | 平成29年6月30日 | 平成29年9月27日 |

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産    |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 3,921千円   |
| 棚卸資産評価減   | 2,981千円   |
| 未払賞与      | 13,889千円  |
| 完成工事補償引当金 | 4,025千円   |
| 退職給付引当金   | 438千円     |
| 役員退職慰労引当金 | 24,537千円  |
| 減損損失      | 2,006千円   |
| その他       | 2,757千円   |
| 繰延税金資産小計  | 54,557千円  |
| 評価性引当額    | △28,156千円 |
| 繰延税金資産合計  | 26,400千円  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 30.7% |
| (調整)               |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.3%  |
| 住民税均等割             | 0.5%  |
| 留保金課税              | 2.5%  |
| 所得拡大促進税制           | △2.5% |
| 評価性引当額の増減          | 0.1%  |
| その他                | 0.2%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 32.8% |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び通信事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

営業取引に係る運転資金や設備投資の資金については、原則として自己資本を充当しておりますが、多額の資金を要する投資等については銀行借入や社債発行により資金を調達する方針であります。余資は今後の事業投資に備え、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを受けております。

完成工事未収入金及び売掛金に対する信用リスクに対しては、当社の与信管理方針に沿ってリスク低減を図り、定期的なモニタリングを実施しております。また、投資有価証券に対しては、定期的に時価や格付け、発行体の財務状況等を確認しております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|--------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金   | 1,314,535 | 1,314,535 | —   |
| (2) 完成工事未収入金 | 25,799    | 25,799    | —   |
| (3) 売掛金      | 1,483     | 1,483     | —   |
| (4) 投資有価証券   | 50,000    | 50,155    | 155 |
| (5) 工事未払金    | (357,460) | (357,460) | —   |
| (6) 未払金      | (88,184)  | (88,184)  | —   |
| (7) 社債       | (50,000)  | (49,997)  | 3   |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

金融機関から提示された価格によっております。

(5) 工事未払金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 993円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 134円15銭 |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年8月10日

株式会社エスケーホーム

取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 (印)  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 堤 剣 吾 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケーホームの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月18日

株式会社エスケーホーム 監査役会

|                  |      |   |
|------------------|------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 櫻井昭生 | ⓐ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 古田哲朗 | ⓐ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 永野隆  | ⓐ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと認識しております。

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期を上回る増収・増益を達成できたことから、内部留保と配当のバランス及び経営成績等を総合的に勘案し、前期末配当より10円増配することとし、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は25,270,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年9月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### ①現行定款第1条（商号）の変更

今後長期的には人口減少や住宅の長寿命化等により縮小していく住宅市場に対し、戸建住宅事業を中核とした「生活創造企業」を目指し、事業の多角化を進めていくための施策の一環として、「株式会社エスケーホーム」から新商号「株式会社Lib Work」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。なお、この定款変更の効力発生日は、平成30年4月1日といたしたいと存じます。

##### ②現行定款第2条（目的）の変更

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業内容を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げ及び字句の一部訂正を行うものであります。

##### ③現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更

中長期の経営戦略に沿って機動的かつ柔軟な資本政策が可能となるように、発行可能株式総数を現行の2,000,000株から4,000,000株に変更すべく、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

##### ④現行定款第18条（員数）の変更

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条（員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、5名から7名に変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>エスケーホーム</u>と称し、英文では、<u>SK home</u> Co.,Ltd. と表示する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>Lib Work</u>と称し、英文では、<u>Lib Work</u> Co.,Ltd. と表示する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 建築工事の請負ならびに企画、設計及び監理</p> <p><u>2. 土木工事業</u></p> <p><u>3. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4. 火災保険代理店業</p> <p>5. 損害保険代理店業</p> <p>6. 生命保険代理店業</p> <p>7. 介護保険法に基づく各種事業</p> <p>8. 老人ホーム、通所介護(デイサービス)施設、介護予防通所介護施設、短期入所生活介護(ショートステイ)施設、介護予防短期入所生活介護施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 建築工事の請負ならびに企画、設計及び監理</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理</u></p> <p><u>3. 不動産の投資及び再生事業</u></p> <p><u>4. ホテル・旅館等の宿泊施設の経営</u></p> <p><u>5. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業</u></p> <p><u>6. 企業及びベンチャービジネスへの投資</u></p> <p><u>7. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業</u></p> <p><u>8. 土木工事業</u></p> <p><u>9. 広告代理店業</u></p> <p><u>10. 火災保険代理店業</u></p> <p><u>11. 損害保険代理店業</u></p> <p><u>12. 生命保険代理店業</u></p> <p><u>13. 介護保険法に基づく各種事業</u></p> <p><u>14. 老人ホーム、通所介護(デイサービス)施設、介護予防通所介護施設、短期入所生活介護(ショートステイ)施設、介護予防短期入所生活介護施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9. ホームヘルパー等人材育成及び職業能力開発のための教育訓練</p> <p>10. 老人用住宅の賃貸及び管理運営</p> <p>11. 食事の配送及び家事の援助</p> <p>12. 医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売並びにレンタル</p> <p>13. 上記各号に附帯する一切の業務及びコンサルティング業務</p> | <p>15. ホームヘルパー等人材育成及び職業能力開発のための教育事業</p> <p>16. 老人用住宅の賃貸及び管理運営</p> <p>17. 食事の配送及び家事の援助</p> <p>18. 医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売並びにレンタル</p> <p>19. 上記各号に附帯する一切の業務及びコンサルティング業務</p> |
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,000,000</u>株とする。</p>                                                                                                          | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000,000</u>株とする。</p>                                                                                                           |
| <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p>                                                                                                                          | <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>                                                                                                                           |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                              | <p>附則</p> <p>第1条の変更は、平成30年4月1日をもって効力を生じる。なお、本附則は第1条の効力発生後、自動的に削除される。</p>                                                                                                  |

### 第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を2名増員いたしたく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おおやま しげ たか<br>大山重敬<br>(昭和31年9月22日) | 平成9年8月 当社入社<br>当社建築部長(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 一株         |
| 2     | まえだ たかし<br>前田隆<br>(昭和47年5月19日)     | 平成8年7月 伊藤博税理士事務所(現 伊藤隆啓税理士事務所)入所<br>平成12年4月 株式会社ディー・ブレイン九州(現株式会社グロースアシスト)入社<br>平成13年6月 同社取締役コンサルティング部長<br>平成21年8月 同社代表取締役<br>平成21年10月 株式会社ポルコロソ 監査役(現任)<br>平成24年8月 株式会社エムビーエス 監査役<br>平成26年6月 L I E N株式会社取締役(現任)<br>平成26年9月 株式会社トライアンド設立<br>代表取締役(現任)<br>平成27年5月 五洋食品産業株式会社取締役(現任)<br>平成28年2月 株式会社フロンティア取締役(現任)<br>平成28年6月 株式会社アクアネット広島取締役(現任)<br>平成28年8月 株式会社エムビーエス取締役(監査等委員)(現任) | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 前田隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 前田隆氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
同氏は、長年経営コンサルタントとして活躍され、会社経営に関する豊富な見識と経験を有しており、独立した立場から取締役等の業務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 本総会において前田隆氏が選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、前田隆氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
5. 本総会において前田隆氏が選任された場合、当社は同氏を福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

- 会場 ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ 2階 平安の間  
熊本市中央区東阿弥陀寺町2 [TEL 096-354-2111]



- 交通 バスをご利用の場合…「紙園橋」下車、徒歩約2分
- ・JR熊本駅白川口(東口)より、熊本交通センター方面行バス乗車 約3分
  - ・熊本交通センターより、熊本駅方面行バス乗車 約6分
- 熊本市電をご利用の場合…「紙園橋」下車、徒歩約2分
- 熊本空港よりお越しの場合…空港リムジンバスで約50分、「ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ前」下車

▶お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。